

7 施参事第 44 号
令和 7 年 12 月 16 日

関係都道府県私立専修学校・各種学校主管課長 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

西 村 文 彦
(公印省略)

「私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）」の制定について（通知）

令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等の災害復旧について、「私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）」（令和 7 年 1 月 28 日付け 7 文科施第 644 号）を別紙のとおり制定しましたので、通知します。

関係都道府県私立専修学校・各種学校主管課におかれましては、これらのことについて、所轄の学校に対して周知していただくようお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付

防災機能強化係 佐藤、高橋

TEL : 03-5253-4111 (内線 2326)

E-mail : fukkyu2@mext.go.jp

私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱

(令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業)

〔令和7年12月8日
7文科施第644号
文部科学大臣裁定〕

(通則)

第1条 私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する法人）又は準学校法人（同法第152条第5項に規定する法人）が設置する専修学校及び我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校（以下「私立専修学校等」という。）の令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る災害復旧に要する経費の一部を国が補助することとし、もって教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(補助の対象及び補助事業者)

- 第3条** 別記1「私立専修学校等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされた事業について、文部科学大臣は、当該事業を行う学校法人又は準学校法人（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において、当該対象となる事業に係る経費の2分の1を補助する。
- 2 別記2「応急仮設校舎等整備事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、文部科学大臣は、当該事業を行う補助事業者に対して、予算の範囲内において、当該対象となる事業に係る経費の2分の1を補助する。
 - 3 別記3「借用土地等災害復旧事業実施要領」に基づき補助の対象とされたものについて、文部科学大臣は、当該事業を行う補助事業者に対して、予算の範囲内において、当該対象となる事業に係る経費の2分の1を補助する。

(申請手続)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、文部科学大臣が別に定める

期日までに、様式第1による交付申請書を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたものについて交付決定を行い、交付決定一覧表を都道府県知事に送付し、都道府県知事は、文部科学大臣から補助事業者に係る交付決定一覧表の送付を受けた後、速やかに補助事業者に対し様式第2による交付決定通知書を送付するものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 前条の場合において、当該申請が都道府県知事に到着してから文部科学省に到着するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対し不服等があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知に示された期日までに、都道府県知事を経由し、文部科学大臣に取下げ届出書を提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第7条 補助金の交付決定を受けて第3条に定める災害復旧に要する事業（以下「補助事業」という。）を行う補助事業者が、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大

の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、様式第3による事業内容変更承認申請書を都道府県知事を経由し、文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助事業者に交付される国の補助金額に変更をきたすことなく、次の各号に掲げる軽微な変更をする場合はこの限りではない。

(1) 建物

補修復旧に変え補修復旧対象部分の面積を減じないで自己負担分を加えて新築する場合。

(2) 土地

土地、擁壁等の復旧工事を実施する場合、その工事面積を増加し、その工事差額を自己負担とする場合。

(3) 工作物

復旧工事を上位の構造に変更して実施し、工事費差額を自己負担とする場合。

(4) 設備

(イ) 購入費の額を変更せず、規格を変更して実施する場合。

(ロ) 補修復旧に変え新規に購入して実施し、その差額を自己負担とする場合。

(5) その他

復旧地又は建築場所を同一校地内において変更する場合。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合においては、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、様式第4による中止（廃止）承認申請書を、都道府県知事を経由し、文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その旨を都道府県知事を経由し、文部科学大臣に申し出て、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに、様式第5による状況報告書を都道府県知事を経由し、文部科学

大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、様式第6による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について文部科学大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 都道府県知事は、前条第1項に規定する事業完了に係る報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 都道府県知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、様式第7による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。
- 4 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 8 による消費税等仕入控除税額確定報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第 5 項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金の支払は原則として第 13 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は会計法（昭和 2 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が整った際には、補助金の全部又は一部について概算払ることができる。

- 2 補助事業者は前項により補助金の支払を受けようとするときは様式第 9 による補助金支払請求書を都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 16 条 文部科学大臣は、第 9 条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の处分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、この補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 文部科学大臣は、第 1 項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 5 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、文部科学大臣はその収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第18条 取得財産のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を都道府県知事を経由し、文部科学大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合においても準用する。

（補助金の経理）

第19条 補助事業者は、補助事業について、収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出について、その内容を証する書類を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は令和7年度以降に交付を決定する事業から適用する。

私立専修学校等災害復旧事業実施要領

1. 補助対象事業の範囲

私立専修学校等の用に供される建物等（以下「建物等」という。）で、次の各号に掲げる要件をいずれも充たすものについて、その災害の復旧に要する工事費（災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては買収費）及び設備費をいう。以下同じ。）及び事務費について補助することができます。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施工の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。

一 1の建物等の復旧に要する工事費の額を被災時における当該私立専修学校等の生徒の数で除して得た額が、750円以上であること。

二 1の私立専修学校等当たりの工事費の額が、専修学校のうち、高等課程を置くものにあっては210万円以上、専門課程又は一般課程を置くものにあっては240万円以上、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校（以下「外国人学校」という。）のうち、幼稚園相当のものにあっては60万円以上、小学校及び中学校相当のものにあっては150万円以上、高等学校相当のものにあっては210万円以上、大学（短期大学・高等専門学校を含む。）相当のものにあっては、240万円以上であること。

2. 国庫補助額

国庫補助額は、私立専修学校等災害復旧事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

（1）事務費

事務費の額は、工事費に100分の1を乗じて算定した額とする。

（2）工事費

工事費は、当該私立専修学校等の用に供される建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。

この場合において、設備費の額は、別表第1左欄に掲げる学校の種類に応じて同表右欄に掲げる生徒一人当たりの基準額に被災時における当該学校の生徒の数（別表第2に定めるところにより、補正を行うものとする。）を乗じて得た額に、当該学校の別表第3左欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表右欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の同表左欄に掲げる被害の程度ごとの面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。

（3）（2）の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかったことその他特別の理由により、当該算定方法によることが著しく不適当であ

ると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

3. その他

- (1) この要領に定めるもののほか、災害復旧事業の対象となる施設、復旧費算出の原則等については、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）」及び「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（昭和45年11月12日付け45管振第18号）」を準用するものとする。
- (2) (1)の場合において、第5の4のア及びイに定める、「令別表第3」は「実施要領別表第1」と、「令別表第4」は「実施要領別表第2」と、「令別表第2」は「実施要領別表第3」と、第5の4のイ（エ）中、「大学（短期大学・高等専門学校を含む。）」は「専修学校専門課程・一般課程及び外国人学校（大学（短期大学・高等専門学校を含む。）相当）」と、読み替えるものとする。

4. 調査の方法

2に規定する災害復旧事業に要する費用の算定の基礎となる調査の方法は、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）を準用するものとする。

別表第1

	学校の種類	生徒一人当たりの基準額
専修学校	高等課程	文化・教養関係、商業実務関係に関する学科 9, 500円
		農業関係に関する学科 13, 500円
		工業関係に関する学科 28, 000円
		教育・社会福祉関係、医療関係、衛生関係、服飾・家政関係に関する学科 10, 500円
	専門課程	当該学科の分野に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額
	一般課程	
外国人学校	幼稚園相当	4, 000円
	小学校相当	5, 500円
	中学校相当	7, 500円
	高等学校相当	文化・教養関係、商業実務関係に関する学科 9, 500円
		農業関係に関する学科 13, 500円
		工業関係に関する学科 28, 000円
		教育・社会福祉関係、医療関係、衛生関係、服飾・家政関係に関する学科 10, 500円
	大学（短期大学・高等専門学校を含む）相当	当該学科の分野に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額

別表第2

学校の種類	生徒の数	生徒の数の補正の方法
専修学校	高等課程	50人以下
		51人から100人まで
		101人から400人まで
		401人から800人まで
		801人から1,600人まで
		1,601人以上
		50人×3.18 生徒の数×3.18 $100\text{人} \times 3.18 + (\text{生徒の数}-100\text{人}) \times 0.84$ $400\text{人} \times 1.41 + (\text{生徒の数}-400\text{人}) \times 0.59$ $800\text{人} \times 1.00 + (\text{生徒の数}-800\text{人}) \times 0.42$ $1,600\text{人} \times 0.71 + (\text{生徒の数}-1,600\text{人}) \times 0.37$
外國人学校	小学校相当	50人以下
		51人から100人まで
		101人から300人まで
		301人から600人まで
		601人から1,200人まで
		1,201人以上
		50人×1.95 生徒の数×1.95 $100\text{人} \times 1.95 + (\text{生徒の数}-100\text{人}) \times 0.90$ $300\text{人} \times 1.25 + (\text{生徒の数}-300\text{人}) \times 0.75$ $600\text{人} \times 1.00 + (\text{生徒の数}-600\text{人}) \times 0.56$ $1,200\text{人} \times 0.78 + (\text{生徒の数}-1,200\text{人}) \times 0.52$
	中学校相当	50人以下
		51人から100人まで
		101人から250人まで
		251人から450人まで
		451人から900人まで
		901人以上
		50人×1.72 生徒の数×1.72 $100\text{人} \times 1.72 + (\text{生徒の数}-100\text{人}) \times 0.95$ $250\text{人} \times 1.26 + (\text{生徒の数}-250\text{人}) \times 0.67$ $450\text{人} \times 1.00 + (\text{生徒の数}-450\text{人}) \times 0.56$ $900\text{人} \times 0.78 + (\text{生徒の数}-900\text{人}) \times 0.42$
	高等学校相当	50人以下
		51人から100人まで
		101人から400人まで
		401人から800人まで
		801人から1,600人まで
		1,601人以上
		50人×3.18 生徒の数×3.18 $100\text{人} \times 3.18 + (\text{生徒の数}-100\text{人}) \times 0.84$ $400\text{人} \times 1.41 + (\text{生徒の数}-400\text{人}) \times 0.59$ $800\text{人} \times 1.00 + (\text{生徒の数}-800\text{人}) \times 0.42$ $1,600\text{人} \times 0.71 + (\text{生徒の数}-1,600\text{人}) \times 0.37$

別表第3

建物の被害の程度の区分	設備費の基準額に乘るべき割合
流出の場合	10分の10
全壊又は全焼の場合	10分の9
各階につき床上2メートル以上の浸水の場合	10分の8
各階につき床上1.2メートル以上2メートル未満の浸水の場合	10分の7
土砂崩壊による半壊の場合	10分の5
各階につき床上0.7メートル以上1.2メートル未満の浸水の場合及び半壊（土砂崩壊による半壊を除く。）又は半焼の場合	10分の3
各階につき床上0.3メートル以上0.7メートル未満の浸水の場合及び土砂崩壊による大破の場合	10分の1

応急仮設校舎等整備事業実施要領

1. 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立専修学校等の生徒を収容するために必要な応急仮設校舎等（以下「応急仮設校舎等」という。）の整備事業とする。

2. 補助対象となる施設

補助対象となる施設は、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）完了まで長期間を要する見込の場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中止又は二部授業を避けるため必要となる応急仮設校舎で、その内容は次の各号に掲げるものとし、その規模の算出基準はそれぞれ当該各号に定めるところに基づき、別表による。

（1）仮教室

私立専修学校等の教室、実験実習室

残存建物のうち仮使用可能な面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

（2）仮職員室等の管理関係室

残存建物のうち仮使用可能面積を勘案のうえ、必要最小限度の面積を算出する。

（3）仮便所

被災した便所の面積及び便器数を限度として残存便所までの歩行距離、男女別の便器数等を考慮した必要最小限度の面積を算出する。

（4）仮渡廊下

前各号の施設（以下、「仮建物」という。）相互間及び仮建物と残存建物間に設けるための必要最小限度の面積を算出する。

（5）仮間仕切壁

講堂又は屋内運動場等を仮教室とするための仮間仕切壁の設置、又は模様替えを行うものとして算出する。

3. 国庫補助額

国庫補助額は、応急仮設校舎等の整備事業（建物又はその一部を借用による場合を含む。）に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

（1）本工事費

本工事費は、応急仮設校舎等の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の借上げ費、運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に 100 分の 1 を乗じて算定する。

4. 調査の方法

3 に規定する応急仮設校舎等の整備事業に要する費用の算定の基礎となる調査の方法は、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和 45 年 11 月 12 日付け文管振第 172 号）によるものとする。

別 表

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

私立専修学校等の教室、実験実習室

区 分		摘 要
被災面積	ア	
残存校舎内の転用可能面積	イ	
限度面積	ウ	アーアイ
建設面積（必要最小限度）	エ	
対象面積	オ	ウ、エのいずれか小

2. 管理関係室

区 分		摘 要
被災面積	カ	
残存校舎内の転用可能面積	キ	
限度面積	ク	カーキ
建設面積（必要最小限度）	ケ	
対象面積	コ	ク、ケのいずれか小

3. 仮便所

区 分		摘 要
被災面積（便器数）	サ	
建設面積（便器数） （必要最小限度）	シ	
対象面積	ス	サ、シのいずれか小

4. その他共有面積

区 分		摘 要
仮教室等の面積	セ	オ+コ+ス
限度共有面積	ソ	セ×0.44
建設面積	タ	
対象面積	チ	ソ、タのいずれか小

5. 合 計

対象面積の合計	ヌ	オ+コ+ス+チ+ニ
---------	---	-----------

借用土地等災害復旧事業実施要領

1. 補助対象事業

補助対象事業は、激甚災害により被害が生じ、円滑な学校教育活動が困難となった私立専修学校等の設置者が維持管理の責任を有する借用土地及び借用建物（以下「借用土地等」という。）の災害の復旧とする。ただし、借用建物の新築復旧については、補助対象外とする。

2. 補助対象となる土地等

補助対象となる土地等は、激甚災害を受けた私立専修学校等の用に供される借用土地等であって、維持管理が当該私立専修学校等の設置者の責任であることが証明できるものとする。

3. 国庫補助額

国庫補助額は、借用土地等の災害復旧事業に要する次に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 本工事費

本工事費は、借用土地等の災害の復旧に要する工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料並びに機械器具損料、営繕損料のほか諸経費を含むものとする。

(2) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

(3) 設備費

設備費は、教育活動を行う上に必要な校具、教材、机、椅子等の費用とする。

(4) 事務費

事務費は、本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額に100分の1を乗じて算定する。

4. 調査の方法

3に規定する災害復旧事業に要する費用の算定の基礎となる調査の方法は、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）によるものとする。

様式 1 (第 4 条関係)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(申請者住所)
(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）交付申請書

令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により、被害を受けた私立学校施設の災害復旧事業について、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補 助 対 象 経 費 金 円

補助金交付申請額 金 円

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail:

災害復旧事業計画総括表

様式1の2

施設区分ごとの事業実施計画内訳表

1. 建 物

図面番号	棟別名称及び用途	被 害 程 度 区 分 (全壊・半壊 ・大破以下)	全 事 業			補 助 対 象 事 業			工事の進行状況(%)	着工年月日	竣工年月日	備 考
			構 造	当 該 棟 の 建 面 積 (m ²)	延 面 積 (m ²)	工 事 費 (円)	構 造	当 該 棟 の 建 面 積	延 面 積	工 事 費 (円)		
—	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 応急仮設校舎等整備事業に係る事業実施計画の場合は、被災した校舎の被害程度区分に記入すること。

2. 土地

名 称	被害程度区分	全 事 業			補 助 対 象 事 業			工 事 の 進行状況	着 工 年月日	竣 工 年月日	備 考
		工 事 区 分	数 量	工 事 費	工 業 区 分	数 量	工 事 費				
合 计		_____	_____	円	_____	_____	円	%	—	—	

(注) 借用土地の場合は、備考欄にその旨記入すること。

3. 工作物

名 称	全 事 業				補 助 対 象 事 業				工 事 の 進行状況	着 工 年月日	竣 工 年月日	備 考
	構造材質等	工事区分	数 量	工 事 費	構造材質等	工事区分	数 量	工 事 費				
合 计	—	—	—	円	—	—	—	円	%	—	—	—

4. 設 備

品 名	規 格	数 量	単 価	所 要 経 費	納入年月日 (予定)	備 考
合 計	_____	_____	_____	_____	_____	

5. 設置者事務費

費 目	金 額	経 費 の 積 算	備 考
	円		
合 計		_____	

6. 建物の被害程度別面積等

(1) 建物の被害程度別面積表

建 物 の 被 害 程 度 区 分	被 害 面 積
流 失 の 場 合	m ²
全 壊 又 は 全 燃 の 場 合	
各 階 に つ き 床 上 2 m 以 上 の 浸 水 の 場 合	
各 階 に つ き 床 上 1. 2 m 以 上 2 m 未 滿 の 浸 水 の 場 合	
土 砂 崩 壊 に よ る 半 壊 の 場 合	
各 階 に つ き 0. 7 m 以 上 1. 2 m 未 滿 の 浸 水 の 場 合 及 び 半 壊 (土 砂 崩 壊 に よ る 半 壊 を 除 く 。) 又 は 半 燃 の 場 合	
各 階 に つ き 床 上 0. 3 m 以 上 0. 7 m 未 滿 の 浸 水 の 場 合 及 び 土 砂 崩 壊 に よ る 大 破 の 場 合	

(2) 被害直前の建物保有面積

m²

(3) 生徒在籍者数調（被害時現在）

課 程 名 等	生 徒 数 在 籍 者 数			備 考
	昼 間	夜 間	計	

様式 2 (第 5 条関係)

第 号

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）交付決定通知書

学校法人等名

理 事 長 名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により令和 年 月 日付け 第 号をもって文部科学大臣から次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知します。

令和 年 月 日

都道府県知事名

1 この補助金で対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号 で申請のあった令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金交付申請書のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額は別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補 助 金 の 額	金	円

3 補助事業対象経費の配分並びにこれに対応する補助金の額の区分は、別紙「経費の配分表」のとおりとする。

4 補助金の額の確定は、次的方式によるものとする。

(1) 国庫補助金の額の確定の対象となる事業費は、次により算出した工事費と事務費の合計額とする。この場合において、工事費、事務費の区分ごとにそれぞれ 1,000 円未満の端数は切り捨てる。

(イ) 工事費

国庫補助対象経費となった、当該施設をそれぞれ原形に復旧するために要した工事費の実支出額とする。

ただし、実支出額が交付申請書に記載された国庫補助対象工事費を上回る場合は、国庫補助対象工事費をもって限度とする。

なお、補助事業とそれ以外の事業とが同一契約によって同時に行われているときは、契約書の工事内訳明細書等により補助事業に要した工事費を区分するものとする。

(ロ) 事務費

前記(イ)により算出した工事費の合計額に 100 分の 1 を乗じた額と、事務費の実支出額とのいずれか少ない額とする。

(2) 国庫補助金の算定額は、次により算出する。

前記 4 の(1)により算出された工事費と事務費のそれぞれ 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、各学校ごとに 1,000 円未満の端数は切り捨てる。

5 この交付決定に対し、不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

6 補助事業者は適正化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）の定めるところに従わなければならぬ。

担当

所属：

氏名：

電話番号：

E-mail:

別紙

経費の配分表

区分		補助対象経費	補助金額
工事費	建物	円	
	応急仮設		
	土地		
	借用土地		
	工作物		
	設備		
	計		
設置者事務費			円
合計			円

様式3（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金(令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業)に係る事業内容の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた上記の補助金に係る事業の内容を、次のとおり変更したいので、承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail:

様式4（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

（学校法人等理事長名）

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）に係る中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた上記の補助金に係る事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail:

様式5（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）に係る事業の状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定に基づき、標記補助金に係る事業の遂行状況を別紙の通り報告します。

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail：

別紙

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金状況報告書

(令和 年 月 日作成)

様式6（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

都道府県知事 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）に係る事業の実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた上記の補助金に係る事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、別紙の通り報告します。

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail：

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金状況報告書

(令和 年 月 日作成)

施設区分ごとの事業実施内訳書

1. 建 物

棟別名称及び用途	全 事 業				補 助 対 象 事 業				着工年月日	竣工年月日	備 考
	構 造	当該棟の		工 事 費	構 造	当該棟の		工 事 費			
		建面積 (m ²)	延面積 (m ²)	(円)		建面積	(円)				
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 応急仮設校舎等整備事業の場合は、その旨備考欄に記入すること。

2. 土地

名 称	全 事 業			補 助 対 象 事 業			着工年月日	竣工年月日	備 考
	工事区分	数 量	工 事 費	工事区分	数 量	工 事 費			
合 計	—	—	円	—	—	円	—	—	

(注) 借用土地の場合は、備考欄にその旨記入すること。

3. 工作物

名 称	全 事 業				補 助 対 象 事 業				着工年月日	竣工年月日	備 考
	構造材質等	工事区分	数 量	工 事 費	構造材質等	工事区分	数 量	工 事 費			
合 計	_____	_____	_____	円 _____	_____	_____	_____	円 _____	_____	_____	_____

4. 設 備

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	納入年月日	備 考
合 計	_____	—	—	—	_____	

- (注) 1. 応急仮設校舎等整備事業の場合は、その旨備考欄に記入すること。
 2. 応急仮設校舎等整備事業の使用期間終了後に転用できる机、椅子等の設備は含めないこと。

5. 設置者事務費

費 目	全 事 業		補 助 対 象 事 業		備 考
	金 額	内 訳	金 額	内 訳	
合 計	円 _____		円 _____		

様式 7 (第 13 条関係)

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(都道府県知事名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）の額の確定報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定により、別紙のとおり補助金の額を確定したので報告します。

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail:

別紙

額 の 確 定 状 況 一 覧

(単位：千円)

設置者	学校名	交付決定額 a			確定額 b			差引額 (a-b)			確定年月日	備考
		工事費	設置者事務費	計	工事費	設置者事務費	計	工事費	設置者事務費	計		
				円			円					
	合計										—	

(注) 確定額 b が、交付決定額 a を下回る場合は、備考欄にその理由を記入すること。

様式8（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）に
係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を行った令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）については、私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金の額（交付要綱第13条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（上記3から2の額を差し引いた額） | 円 |
- (注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail：

様式9（第15条関係）

第 号
令和 年 月 日

都道府県会計管理者 殿

(学校法人等理事長名)

令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）に
係る概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を行った令和 年度私立学校建物其他災害復旧費補助金（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）については、私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱（令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る私立専修学校等災害復旧事業）第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円 也

担当
所属：
氏名：
電話番号：
E-mail: